



令和 8 年度 糸満市任期付職員採用候補者試験案内

申込期間

令和 8 年 10 月 19 日(月)～令和 8 年 11 月 6 日(金)17 時
(※申し込みは、インターネットから行ってください。)

問い合わせ

糸満市役所 総務部 人事課 人事研修係（3 階）
〒901-0392 糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
電 話 098-840-8117（人事課直通）
098-840-8111（代表）
F A X 098-840-8112

令和 8 年度糸満市任期付職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 10 月 19 日

1 試験区分・採用予定人数及び受験資格等

(1) 受験することができるのは、下記の受験資格項目をすべて満たす必要があります。

試験区分	採用予定人数	受験資格	主な職務内容
特定任期付職員 (防災マネージャー)	1 名	① 内閣府が発行する「地域防災マネージャー」の証明書の交付を受けている者又は令和 9 年 3 月末までに当該証明書の交付を受ける見込みの者 (※) ② 普通自動車第一種運転免許を有する者 ③ 発災時、緊急時等は速やかに登庁し、危機管理対応ができる者 (概ね 30 分以内に通勤できる距離に居住していること) (※) 令和 9 年 3 月末までに「地域防災マネージャー」の証明書の交付が受けられない場合は、受験資格を満たしていないとして採用決定 (採用内定) を取り消します。	主に危機管理及び防災対策に関する以下の業務 ① 有事における災害対策本部長指揮の補佐 ② 防災業務に従事する職員の育成及び支援 ③ 講習会及び訓練等の企画・立案・実施 ④ 関連計画・マニュアルの整備及び見直し ⑤ その他、防災・国民保護等の危機管理に関すること

(2) 欠格事項 (次のいずれかに該当する者は受験できません。)

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第 16 条に該当する者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 糸満市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (2 年間)

3 試験の日時、試験会場・試験方法

試験は第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験合格者についてのみ実施します。

<試験方法・内容・日時>

試験	試験項目	内容	合格者発表
第一次試験	書類選考	提出された書類に基づき、受験資格、職務への適応性、専門的知識・経験の内容等について審査します。	合否結果は申込者全員に通知します。
第二次試験	個別面接	* 日時：令和8年11月21日（土） * 場所：糸満市役所 3 階 第一次試験の合格者を対象に、個別面接を行い、人物・公務員としての適格性などについて審査します。	合否結果は申込者全員に通知します。 （令和8年12月上旬予定）

※第二次試験の詳細については、第一次試験合格者に通知します。

4 受験申込方法（第一次試験）

（1）申込方法

インターネットによる申し込みのみとなります（詳細は下記（2）及び 12 ページ参照）。パソコン又はスマートフォンにて以下のページにアクセスし、受験申し込みを行ってください。

なお、電子申請による方法が事情により困難な方は、糸満市役所人事課（098-840-8117）までお問い合わせください。

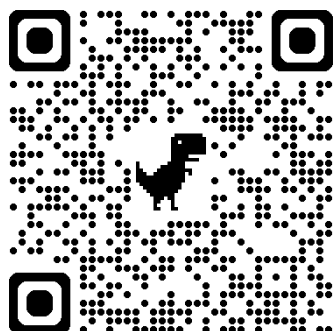
※インターネットによる申し込みは 24 時間可能です。

※電話によるお問い合わせは土日祝祭日を除く 8：30～17：15 までの時間となります。

【URL】

<https://public-connect.jp/employer/34989>

【QRコード】



5 給与・勤務条件等

給与	月額：405,000円 ※その他に、期末勤勉手当、特殊勤務手当、通勤手当、退職手当が要件に応じて支給されます。
勤務時間	8時30分から17時15分まで (月曜日から金曜日までの週休2日制)
休暇	年次有給休暇、病気休暇等の特別休暇等があります。
服務	任用期間中は、地方公務員法による服務に関する規定が適用されます。

6 留意事項（採用の条件）

- (1) 本採用は、市議会において、関係条例等の可決を前提として実施するものです。
- (2) 市議会において関係条例等が可決しなかった場合は、採用決定（採用内定）の取り消しを行うことがあります。
- (3) なお、上記により採用が行われなかった場合において、応募者及び内定者に生じた損害等について、本市は賠償等の責任を一切負いません。

問い合わせ

糸満市役所 総務部 人事課（3階）
〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
電話 098-840-8117（直通）
098-840-8111（代表）